

## 浦運上銀の取立にみる

### 徳山藩諸町の衰微について

小山良昌

#### はじめに

徳山藩は、元和三年創建当時の禄高が三万石、のち公称高四万十石の小藩である。

城下町徳山は、徳山毛利氏のお膝元で、藩主の居所に近い北部地域に武家屋敷、山陽道に沿った南部地域の商家街とに大別される。その旧城下町も、昭和二十年、二度にわたる空襲を受けてほとんど壊滅の被害を受けたこともあって、域内には残存する史料も数少なく、城下町徳山の様子について記述した史料も皆無に近い。

安永六年（一七七七）菱屋兵七が著した『筑紫紀行』（史料①）は、藩外の人物が当時の徳山町を記した紀行文の一つである。四月十三日付の同史料によると、

「此所は毛利大和守殿の御城下なり、町の数十四五町計りと長し、人家は瓦茅葺打雑りて、万の商屋一として欠たる事なく見へて、宿屋も多く見ゆれども、折節旅人の往還も少なくしてさびしく見ゆ」

城下町徳山は、宿屋も多く商家も揃い、城下町としての体裁は一応整ってはいるものの人通りは少なく、わびしさが漂う、と記している。次に、

幕末期の城下徳山町の様子を比較的的確に把握したと思われる史料に、吉田松陰が記述した『東遊日記』(史料②)がある。この『東遊日記』は、吉田松陰が嘉永四年(一八五二)、藩主の参勤交代に従って江戸に登った時に記した日記である。これによると、三月五日に城下町萩を出発した一行は、同七日には徳山城下町を通過し、本藩領花岡に至っている。彼の見た城下町徳山の様子は、

「徳山は市井嚴肅にして雑踏の態なし、其の居貨(店の商品)を観るに、皆日用の要需か然らずんば武器畫軸の類のみ、餌餅(餅類の総称)酒肉少なし、其の土風ここに於て想ふべし、其の比隣(近隣)戸石(遠石)・櫛浜の諸地は皆煩劇(ごたごたして、いそがしいこと)の地なり、(徳山)果たして其の移す所(近郊の悪風俗に感染する恐れがあるという意)と為らざらんか」と、(一)内は山口県教育会の註記)

安永六年『筑紫紀行』の記述と同様、人通りも少なく、店の商品も酒などの嗜好品は少なく実用品が中心となり、何となく沈滞ムードが漂う状態を記している。反面、遠石祭市で有名な遠石八幡宮のある遠石や本藩領の櫛浜は活況を呈していると記している。

一方、徳山藩の記録は如何であろうか。安政五年(一八五八)三月付の「大令録」(史料③)によると、

「近来米価高直且世上一統金銀不融通にて、御領内諸町及難渋之趣ニ相聞候所、別て徳山町商売向不繁盛にて市中明家等多く、自然衰微之形を相頭候体ニ相見候」(句点筆者)

とあって、徳山領内の諸町が米価の高騰及び金銀の不融通のために難渋し、とりわけ城下徳山町では商売が繁盛せず、空家も多く、町が衰微している様に見える、と記して、松陰が『東遊日記』に記述している状況を裏づけた形の記述となっている。

以上の諸史料に示すように、徳山藩の中心である徳山は、城下町としての体裁は整ってはいるもの人通りは少なく、商業活動も停滞気味で、沈滞ムードが漂うような町であった。特に幕末期に至っては、全藩的な経済不況の中にあつて、特に徳山町は深刻な不況に見舞われ、市中には空家も多く悲惨な状態にあつた。

このような城下町徳山の衰退した状況は、決して藩の諸政策と無関係ではない事は勿論である。そこで、小論では徳山藩の運上銀、殊に商品および商人の営業に対して課せられた「浦運上銀」の取立を中心にして、藩と徳山町および諸町との係わり、および諸町の衰微していく過程について明らかにしたい。

史料① 『校訂紀行文集』 明治三十三年刊 博文館編輯局編

史料② 『吉田松陰全集』 昭和四十九年刊 山口県教育会編

史料③ 「大令録」徳山毛利家文庫仮目録Ⅰ 大令録九五

## 一 徳山藩の運上銀

萩本藩における運上銀については、『防長風土注進案』研究要覧(史料①)は次のように説明している。

「生業や営業の免許に対し、利益の一部を貢租として徴収するもので、例えば十分一の率で徴収する例もかなり多く、これは歩一銀と称した」

そして、運上銀の種目については

「酒造運上・絞油運上・絞蠟運上・綿布運上・石炭運上・藍玉運上・反古売買運上・海上受運上・金銀判座運上・陶

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について(小山)

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について（小山）

四

焼運上等々枚挙にいとまがない」

徳山藩の運上銀の場合も、基本的には本藩の場合と同様、生業や営業の免許に対して利益の一部を上納する制度であった。その種目について、徳山藩役人兼崎小右衛門が上御用所奉職中に調査した「御領内銀方諸運上便覧」（史料②）によると、

「塩浜運上銀并同所浦運上銀・諸浦運上并綿運上銀・酒場運上銀・榎板場運上銀・問屋株座運上銀・飛船運上并帆別銀・干鰯運上并煮干運上銀・蠣灰焼并素焼物運上銀・石工職運上并大工水役・鋳物師職運上銀・雑少々運上銀」などがあつた。その他、夫役銀など運上銀に相当する出銀の種目には、

「塩鯛役・浦役銀・市地料石貫銀・石切役・塩浜方石銀・山役銀・山役銀之外山役・紙船役・川役銀・夫銀」など、それに加えて「諸村惣銀」「山地料銀」などがある。

これらの諸役銀以外には、遠石八幡宮の秋季大祭中に開催される大小芝居興業や祭市中に於ける売買品からの運上銀「遠石祭市運上銀」及び、藩の専売制度のもとに経営された「五カ村紙」の運上銀など挙げることができる。

それでは、単年度における徳山領内の運上銀の徴収総額はどれくらいの額になるであろうか。

前出の「御領内銀方諸運上便覧」（史料②）によると、その明細を実に詳細に書き出しており、その運上銀総計は銀四十二貫二五〇匁一分三厘八毛 金八十四両三歩 銭二貫一六〇文（註①）を数える。

史料① 『防長風土注進案』研究要覧 昭和四十一年山口県文書館刊

史料② 「御領内銀方諸運上便覧」 徳山毛利家文庫仮目録V 治用方二五 その文末に「此調ハ天保ノ末 兼崎

小右衛門上御用所奉職中調べシモノ也」その文中に「天保十己亥歳より同十一庚子歳迄」とある

註① 当時藩は金銀銭を併用して上納させていた。（後述）

## 二 徳山藩の浦運上銀について

徳山藩内における運上銀は以上の通りであるが、この小稿で取り上げる「浦運上銀」とはいかなる性格のものであるか。徳山毛利家文庫「覚」（史料①）によると概ね次のように規定している。

「町人売買物、御領内浦々并陸路出入之節（略）御運上取立」

すなわち、町人が売買する商品について、陸路・海路により自他国から移出入する際に徴収する運上銀、と規定している。しかし、実際には浦において徴収することが困難となり、藩は商品を運搬した船頭から徴収したり、あるいは各町各町人へ強制的に割付けて徴収するなど、必ずしも「浦」での徴収にこだわってはいない。

浦運上銀の徴収を担当する役所は、藩の民政・財務方を担当する御蔵本にあつて、その御蔵本に所属する町奉行所から派遣される「浦究役」が、末端役人として各浦での浦運上銀の徴収に当たっていた。浦究役は浦運上銀の徴収に当たって、商品別に運上明細を記した「運上定帳」を携帯し、運上銀の取りこぼしがないよう浦を中心にして巡回した。

この浦運上銀に相当する「御領内売買物諸運上銀」の徴収については比較的早く、『徳山略記』（史料②）には、「寛文六年丙午是歳 御領内売買物諸運上銀并地方小掛り物 田畠年貢ノ外御免被下候」

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について（小山）

五

とあつて、売買品に対する運上銀課付の事実を知ることが出来る。そして、

享保十一年(一七二六)における運上銀徴収対象の商品には、前出「覚」(史料①)によると米、小麦、半紙、練綿をはじめ、羽釜、小樽にいたる主に食料品・日用品を中心に全四十七品目を挙げている。但しこの時点では、海路移出入の際にのみ徴収するものとし、陸路移出入の商品は掌握が困難であつたものだろうか、対象外とした。

その十八年後の延享元年(一七四四)には、課税対象品数は大幅に増加し、食料品および日用品など売買商品を網羅した形の二二三品目に増加し、この外、記載商品以外の商品が有れば、類似の商品に準じて徴収するようにと記載した。また、その掛銀は今の消費税のように一律に何パーセントと掛けるのではなく、一商品毎に例えば、

一傘 十本 銀二分 一大根 五十貫目 銀三厘 一古鉄 十貫目 銀一分  
などと賦課された。(以上「御運上御定法」延享元年四月(史料③))

運上銀を徴収する浦としては、徳山浦 富田浦 下松浦 富海浦の四浦を定めていた。これらの各浦は、背後に商品を買買する町域を控えていたからである。各浦の運上銀取立対象の地域は、下松浦は下松町を中心とした範囲。徳山浦の場合は遠石浦を含む徳山町・遠石町。富田浦の場合は通称「富田三カ浦」と言い、富田古市浦・同平野浦・福川浦を含み、富田古市・同新町・同平野町・同村方、福川町・同村、夜市町・同村、下上村に及んでいた。富海浦の場合は富海町を中心とした範囲であつた。

なお、これらの浦に於ける移出入商品の荷揚場・荷置場としては、浦究役が掌握しやすいように、一定の場所を次のように定めた。「諸浦御運上一件」以上史料③)

下松浦・・・何れも荷積揚場を一カ所定めること

徳山浦・・・浜崎御番所前を荷積揚場とする。遠石浦の場合は荷積揚場一カ所を定めること

富田三カ浦・・・何れの浦も御高札場前を荷積揚場とすること

富海浦・・・荷積揚場として、一カ所を定めること

史料① 「覚」享保十一年六月十八日 徳山毛利家文庫仮目録V 寺社町方二九五

史料② 「徳山略記」寛文六年(一六六六)

史料③ 「諸浦御運上一件」寛政十一年 史料中に「御運上御定法―延享元年」がある 徳山毛利家文庫仮目録

V 寺社町方二五七

### 三 各浦(町)に於ける運上銀取立の変遷

各浦に於ける運上銀の取立は、既述したように最初町奉行所から派遣された浦究役が実務に當つていた。その後、開始年は不明であるが、元文四年(一七三九)八月以前において、一時町人の運上銀請負人に取立を委ねた時期が暫く続いていたが、同年九月朔日より、再び町奉行支配の浦究役が「御運上定帳」に従つてその取立に當つた。「覚」史料①)。そして、取立てた運上銀は、翌月の三日迄には藩の御蔵本に納めること、十二月分については十二月二十四日迄とし、二十五日以降取立の運上銀は翌正月分と合わせ、二月三日迄に納めることと定められた。

ところが、天明期に入ると、防長兩國をはじめ近国は凶作に見舞われ、天明三年(一七八三)には米価の高騰を見るにいたつた。その結果、在方・町方共に米価の高騰に悩み、藩財政も窮乏化していたところ、その年の秋も引き続き

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について(小山)

田畑の損亡がひどく、住民の生活は難渋に立ち至った。また、この頃になると、浦運上銀を単に浦においてのみ取立るのではなく、浦経由でない陸路による商品についても、商人は運上銀を運上銀請負人に届け出るように定められていたが、不況のために届け出ない不正を働く商人も少なくなかった。

その様な中で藩の採った不況対策は、次のようなものであった。「御領内諸浦運上銀御取立方御沙汰書抜」(史料②)によると、

近年は凶作が続き、非常な歳となっている。そこで、商売繁昌を目的として小売り商品に対する運上銀の取立を特別に免除する。そして、その免除分の運上銀については、そのまま価格を引き下げて販売し、また、貧窮の者には特に安価に販売して救恤を図るように、と沙汰している。

しかし、その一方で、運上銀請負人の中には不正上納者も居り、また、町人の中には抜け荷まがいの行為に走る者も居り、藩もその取締に躍起となっている。

それから五年後の天明八年(一七八八)、同じく史料②によると、運上銀の取立は「町人請負」制としていたが、同九年正月からはその取立を藩の「両人役座掛」が担当し、その支配下にある浦究役は各浦に出向き、現地に於いて「浦現究め」を行うこととされた。そして浦究役は、

- ① 現究め(商品の現物確認)を厳格にすること
- ② 日々の運上銀徴収高を正確に記帳し、翌日には御目付方の検印を受けること
- ③ 月初には前月記帳分を御米銀方へ提出すること
- ④ 取立てた運上銀は翌月初には町役所へ提出し、三日迄に御米銀方へ上納すること

と定めた。

なお、浦究役として、徳山浦・下松浦・富田三カ浦の諸浦へは藩吏寺田光助、伊藤泰助、三戸牧之助を派遣し、富海浦へは同河野忠治が派遣された。彼らはそれぞれ安永五年(一七七六)の「御運上定帳」を携行して運上銀の取立に当たった。

ところが、その翌年の寛政元年(一七八九)四月からは、海路移出入される商品の運上銀については、商品を運搬した船頭から取立することと定め、船頭は徳山浦では本町々役所、東西諸浦ではそれぞれの町役所へ直接持参し、船頭名・上納銀の額を記帳して納めるように沙汰された。この船頭による運上銀の一括納入は、役所サイドにすれば人手がかからず、しかも確実に納入されて、便利なものであったろうが、船頭サイドからすれば全く筋違いの任務で、不満も多かったと考えられる。

寛政十一年(一七九九)九月、御蔵本から町奉行を通し、運上銀の取立方法について、再び町人へ請負わす方策が示された。すなわち、各浦運上銀の取立は町人の請負人による「惣受上納」制(註①)とし、請負取立を希望する町人は浦別に一カ年当たりの請銀高を記入した札を御蔵本留所役所へ提出する入札制とし、次のような覚書を布達した。

- 一、一カ月運上銀并帆別銀請負高を印封にして差し出すこと
- 一、請負期間は今年十一月から三年後の十月まで三カ年間とする
- 一、請負人の人物は「慥成人柄」であることとする
- 一、運上保証銀として請負迄に銀二貫目を納入すること。但し下松浦は半額の一貫目、富海浦は入銀は不要とする
- 一、運上銀は請負銀高を月割りにして、翌月三日迄に「小玉銀判屋包」(註②)にして上納すること

一、「運上御定帳」の規定に基づいて取立てし、商人との間のトラブルが無いよう互いに良く話し合うことなど覚書は一〇項目に及んでいる。

従来、浦究役によって浦運上銀の取立が行われたものの、その取立率が必ずしも十分でないことから、苦肉の策としてその道に詳しい町人に浦運上銀の取立を委嘱したものと考えられる。

入札の結果、各浦の定運上銀高は、

徳山浦 銀十二貫目

富田三カ浦 銀十貫目

下松 銀三貫目

富海浦 銀二〇〇目

と定められた。

この定運上銀高は、後々まで各浦運上銀の基準と成っているが、この「惣受上納」制による浦運上銀の賦課高が基本的に割高であったこと、したがって各町・各町人への小割付高が割高で現実を無視しており、しかも強制的に割り付けたことから不満・不納者が多かった。その結果、現実には運上銀取立不足が続出した。例えば、富田三カ浦の場合、定運上銀高は十貫目、三年間における請負期間中の上納総額三十貫目の内、取立不足額は約六貫目に達していた。享和三年(一八〇三)の「諸浦御運上一件」(史料③)によると、その理由を、

十貫目の定運上銀高を町村に小割付したところ、その額に達せず、その上、小割付した商人との間でも割付額について折り合いがつかない、詰まるところ小割額が過分であるために上納不足が生じる、と記している。

次に、領内各浦に於ける運上銀取立の変遷を見てみよう。

### 【下松浦】

「御領内町方目安」(寛保元年(一七四一)七月)によると 下松町は中川原町・中市・東市・新町から成っており、町役人としては年寄役三名、目代役一名が置かれていた。

享和二年(一八〇二)十月、請負人の任期の更新に当たり、下松町役人(請負人)から次のような嘆願がなされた。下松浦は累年不漁が打続き、商売も不景気で困窮しているため、定運上銀高三貫目の取立が困難である。ついては、一貫目ほど減額して定銀高二貫目とするか、または、運上銀の「惣受上納」制を取り止めて欲しい、と。

しかし、この件について藩では、「惣受上納」は町民サイドの希望により許可したものである。今更嘆願してもそれは聞き入れられない。むしろ請負人の取立の仕方に問題があるのではないか。より厳しい取立方法である「見究取立高受」制(註③)による上納制を申付けてもよいがと、脅しをかけている(史料②)。

この件については、単に下松浦にとどまらず富田三カ浦、徳山浦(史料②)においても同様に、「惣受上納」制は商売不繁昌の原因、下々の迷惑筋も少なくないと述べ、「割付員数過分ニ付歎出候もの数多」を理由に「惣受上納」制の中止を嘆願している。

そこで、藩は取立振興策として同年十二月、浦運上銀のうち「取立定高の十分の一」を修補料として町役所に与え、役所はそれを年々積み立てておき、取立が困難な町人に対してこの修補料の内から貸付けし、借用した町人は翌春には元利を添えて役所に返却する制度を布達した。その一方で、格別に商売が繁昌していて余裕のある町人には割増銀を課して増収入を図った(史料③)。

文化期になると、町内に綿会所が設けられ、綿経営の規模の拡大にともない、綿運上銀を酒造運上銀と同様に浦運

上から独立させて単独に取立することとなった。その運上額は下松浦の場合銀四五〇目で、その額だけ浦運上から差し引かれた結果、下松浦運上高は二貫五五〇目となった。その後文化十年(一八一三)には、綿運上銀は二貫目に定められて盛況を呈している(史料②)。

一方、綿以外の諸商売は依然として低迷が続き、文化十年以降になると、他の諸町同様に不況が深刻になった。浦運上銀は「惣請上納」制により取立を行っていたが、不況のために小割付はますます困難な状況にあった。そこで、文化十三年(一八一六)十二月、藩に対し運上銀の毎月上納を止めて七月・十二月の年二度の上納を許可して欲しいと願い出て、その許可を得ている(「大令引出草稿」史料④)。

天保五年(一八三四)五月、請負役人の嘆願により、向こう五カ年の間定運上銀高を二貫一二五匁に減額して取立することが許された(史料④)。その五年の期限が経過した後は、再び定運上銀高三貫目の上納を命じられたものであろう、同十一年(一八四〇)七月、請負役人が再度、運上銀二貫七〇〇目の減額請負を嘆願したところ、藩は当年一年間のみは減額に応じるが、来年以降五年間は従来通り三貫目と定め、盆暮両度の先納を命じている(史料④)。

### 【徳山浦】

徳山浦においても、他浦と同様に浦運上銀の「惣受上納」制を行ってきた。取立請負人は徳山城下町では貧窮する町人が増加し、取立が大変難渋している。については、

① 定運上銀高の減額

② 「惣受上納」制の中止

を藩に訴え出ている。その嘆願に対し、藩は文化四年(一八〇七)十二月付で、

① 嘆願の件は聞き入れ難い。「見究取立高受」制を行ってもよいが、それは町の為に良くないだろう

② 町人のなかで商売方を手広く扱っている者には割増銀を課する

③ 反面、小身の極難渋者に修補料十分一銀で救済する

④ 枝町(五〇〇目)・船町(五〇〇目)は従来本町役人が取立を担当していたが、来年一月からはそれぞれの町の役人支配において取立上納する

などの方策を示している(以上史料③)。

その後文化七年(一八一〇)九月、定運上銀高十二貫目のうち、大手の蠟板場経営者の中山仁作(約一貫五〇〇目)三牧吉郎右衛門(一貫一〇〇目)岩崎広助(約一貫七〇〇目)が藩の蠟板場経営に参加したため彼らの運上銀が差引かれ、徳山浦の定運上銀高は七貫六九四匁八分九厘に減額された。

文化期になると、綿経営の規模の拡大にともない、綿運上銀を酒運上銀同様に浦運上から独立させて単独に取立することとなった。その運上金額は徳山浦の場合銀六八〇目で、その額だけ浦運上銀から差し引かれた結果、浦運上銀高は七貫十四匁八分九厘となった(史料②)。

文化十一年(一八一四)十二月、請負取立人四名による嘆願書が提出された。それによると、徳山町の諸商売が毎年衰微に向かっている、徳山浦での定運上銀の取立が困難になっている。この上さらに「見究取立高受」制を命ぜられれば、その運上銀取立の厳しきの故に他国の商人が徳山浦には寄りつかなくなり、売買する商品も少なくなつて売はますます衰微してしまうことは明白である。については、町方救済のためにも、

## ①定運上銀高の減額

## ②引き続き向こう三カ年間「惣受上納」制の存続

の以上二点を認めて欲しい。そうすれば、町の活況も復活するものと考えられる、と言うものであった(史料③)。  
この嘆願に対し、藩は「惣受上納」制の存続は認められたものの、定運上銀高の減額は認めていない。そこで、請負取立人らは再度嘆願書を提出し、本町分について小割を行ってみたいところ、最大限五貫目余までは小割付が可能である。そこで、定運上銀高五貫二〇〇目を是非とも認めて欲しい、と願い出た。それに対する藩の回答は、来年一月分のみ町方の要求する五貫二〇〇目を月割りにして上納銀とし、二月以降は従来通り七貫目余の定運上銀を「惣受上納」制で行え、と言うものであった(史料②)。

文化十三年(一八一六)五月、藩は、最近浦運上銀の上納状況は、取立が遅滞していかんばしくない。そこで、「惣受上納」制に変えて「見究取立高請」制を行いたい。については、請負希望者は御蔵本留所役所まで願出るように、と徳山町内に布達した。その布達に応募したのが徳山町の有力町人明石三左衛門であった。ただし、明石の応募の真相は、藩から請負人就任を強く要請されて応募したものであった。

明石は応募にあたり、「徳山町は近来商売は不繁昌で、殊に年々不景気が深刻となっている。この上、運上銀の取立人が現究を嚴重に行えば、他国船は徳山浦への入津を拒むようになり、町が益々不景気となることは必定である。については、請負人の取立は「御手取立」制(註④)とし、板場方・綿方運上銀を除き、従来どおり定運上銀高を七貫十四匁八分九厘と定め、向こう十年間私へ請負わせて頂きたい。なお、上納銀の取締方は国広吉郎左衛門、嵐屋与助を使いたい」と願い出た(史料②)。

この明石の嘆願に対し、藩は向こう三年間は定運上銀高を七貫十四匁八分九厘とし、「見究取立高請」制に移行することを条件に許可し、かつ不正行為にはしる商人は商品を取り上げるように沙汰している(史料③)。

翌文化十四年(一八一七)四月、請負人明石三左衛門は定運上銀の目標額取立が困難なので、「見究取立高請」制を返上したい旨を願い出ている。しかし、藩は今暫く調査してのち沙汰すると回答すると共に、従来上納銀の納銀場所は町奉行所であったものを、今後は御蔵本留所役所に変更すると通知した(史料③)。また同年七月には、徳山町内で取り扱う木綿・紙類・染地類の運上銀取立については、従来海路陸揚げされる場合のみであったが、已後は陸方移入による場合も取立の対象とすることと沙汰した(史料④)。

文政元年(一八一八)九月、徳山町内ではいよいよ不景気が強まり、浦運上銀の取立はますます困難になったとして、請負人明石は上納不足銀二貫八六匁余のうちどうしても取立困難な一貫八五八匁余の上納免除を願出、その許可を得ている(史料②)。

以上のように、徳山町は不景気の中で次第に浦運上銀の取立が困難となり、「休酒場」なども出始めるなど町は次第に衰微して行った。藩の方でもその不況の深刻さをようやく認識しはじめたらしく、文政二年(一八一九)四月晦日、請負人の明石三左衛門に対して「見究取立高請」制を止めて再び「惣請上納」制に変更すると通知すると共に、徳山浦の定運上銀高を二貫十四匁八分九厘減額して五貫目とし、その代わりに当年四月までの四カ月分と従来の不納分とを五月中に納入するように命じた。

しかし、明石ら請負人としては、この程度の小手先の措置では町の衰微に歯止めがかからないし、運上銀の上納も出せないと主張し、翌文政三年(一八二〇)正月、「惣請上納」制を廃して「御手取立」制による取立上納を願い出



た。藩ではそこまでの譲歩は認められないと拒否しているが、明石らは再三にわたり「諸商共不一通不景氣 仕入方等も不相成」とし、運上銀も取立不可能だとまで主張した。そこで藩としてはやむなく明石らの主張を認め、「御手取立」制を採用することを許可した(史料③)。

藩としては、以上のように町人らの主張を全面的に認めた形となったこともあって、文政三年十二月、諸上納銀については、上納期限が遅滞する者は家財を売り払ってでも支払うように、また上納銀不足の者はその理由書を提出するようにと、厳しい態度で臨んでいる。なお、「徳山浦運上銀取立夫」には雇賃錢一カ月八〇錢拾匁を支払うことを定めた(史料④)。

文政四年(一八二二)十二月、徳山町がいよいよ衰微し、請負人明石の取立状況は最悪の事態となっていた。取立不納銀も多額になり、さすがの明石も藩に嘆願し、取立不足銀を十五年賦で上納することが許された(史料④)。

天保十一年(一八四〇)、徳山浦における運上銀は近年「御手取立」制であったが、同十二年(一八四二)正月からは定運上銀高を四貫五〇〇目と減額し、益暮両度の先納および「町役人下請」制と定めている。この藩の方針について、町役人らは町全域が困窮している現在、四貫余の運上銀さえも取立が困難であるとして、「七月・十一月両度上納」を嘆願しているが、藩は許可していない(史料④)。

その後、徳山本町、同枝町、船町、遠石町、下松町、徳山地方町浦に於ける運上銀は、「町役人下請負」制が継続されていたが、嘉永四年(一八五二)より再び「御手取立」制とされた。しかし、安政二年(一八五五)十二月、鶴屋清兵衛を請負人とし、金五十五両を益暮の両度上納することとして、「下請取立」制を命じるとともに、銀納を止めて金納とした(史料④)。

ところが、安政五年(一八五八)頃になると、徳山城下町はますます町人達の疲弊が加わり、不況は甚だしいものがあった。藩もその疲弊の状況を容認し、同年三月徳山町に限り浦運上銀の取立を廃止した。そして、その代わりにこれまでの運上銀に相当する額だけ商品を安く販売することを命じた。但し、徳山浦より他所へ売出しの商品及び他所より商人が来徳し直売りする商品はその限りではない、としている(史料④)。この徳山町の運上銀取立を廃止したことは、藩としては大英断であった。

「大令録」(史料⑤)は当時の城下町徳山について、次のように記している。

最近の徳山領は不景氣のどん底にある。米価は高騰し、金銀の流通もはかばかしくない状況だ。領内の諸町は随分難渋していると聞くが、特に徳山町は商品も少なく、商売もままならぬ状態にあつて、町中には商家の空家も多々ある。このままでは、徳山町は自然と衰微の一途をたどる状況にある、

と記し、ついで、

徳山町は城下町であり、旅人も城下を通行して「城下」町の様子をそれとなく窺っている。徳山藩の表玄関に相当する町なので、店々が繁昌するよう心がけること、

とも布達している。かつて、文政三年十二月付で、藩は町方の諸上納について、上納期限が遅滞する者は家財を売り払ってでも支払うこと、また上納銀不足の者はその理由書を提出すること、などと厳しく布達しているが、そのように厳しく諸上納を取立てた結果がこの始末であった。

元治元年(一八六四)四月、藩は再び徳山浦の運上銀を徴収することとした。定運上銀高五十両を町人の請負人友沢利七・友沢亀藏の兩人に取立を沙汰している。しかし、両請負人から徳山藩は未だ五十両の運上銀を上納する能力

がない、と嘆願されると、あっさり一〇両程引き下げ、翌慶応元年(一八六五)から四十両の取立を命じている。ところが、まだその上納額が過分であるとして、再度嘆願がなされると慶応二年(一八六六)一月には四十両を三十両に減額し、さらに同年十二月には三十両を二十両に減額している。

ところが、翌慶応三年(一八六七)十二月には、藩は翌四年(一八六八)正月から運上銀二十両を一挙に三十五両に増額し、差額の十五両の増金については「宿馬銀」に補填すると定めた。これは、当時長州藩が攘夷戦争や四境戦争等を経て国内各地が騒乱状態となり、人馬・物資の交流が大幅に増加した結果、「宿馬銀」の負担増を来たしていたため、その補填を實際は徴収不可能な運上銀で賄おうとした名目上の「宿馬銀」であったと思われる。

### 【富田浦】

「惣受上納」制によると、富田三カ浦の小割付の状況は、定運上銀高十貫目の内一貫目を修補料として差引し、残り九貫目を各町浦に「小割」した。享和三年(一八〇三)二月付の小割の内訳は以下の通りであった。

富田古市浦(四貫八〇〇目) 平野浦(二貫八〇〇目) 福川在町(六〇〇目) 夜市(八〇目)  
富田新町(二五〇目) 富田村方(二二〇目) 下上村(二五〇目) (史料③)

しかし、この各町浦の小割については、藩が一方的に定めたもので、町浦の実態を反映した運上銀高の割付ではなかったため、町浦側の不満も多く、運上銀の取立状況は当初からはかばかしいものではなかった。そこで、藩は富田新町(史料③)、富田村、下上村(史料②)の嘆願を受けて、それぞれ定運上銀の二割方を減少し、かつ村方の浦運上銀取立人については、今後浦役人を廃止して地下役人に依頼することとした。ところが、富田三カ浦については、そ

の後も浦運上銀の取立が依然として思わしくないことから、文化元年(一八〇四)十二月、藩は町民らの心得方がよろしくないとして、富田浦の「惣受上納」制を廃止して「見究取立高請」制とすることとし、請方役人として富田新町の町人松本屋八三郎、古市の町人米屋良吉の両名を任命した。(史料③)

この「見究取立高請」制は、既述したように、商品の荷揚げの際に厳しい見究がなされたこともあって商品の円滑な流通を困難にし、商業の発展には必ずしも有利に作用するものではなかった。したがって、これの試行期限である三年が経過した文化四年(一八〇七)十二月には、町年寄・目代らが次のように嘆願している。すなわち、

「見究取立高請」制による運上銀の上納は、商売人にとって大変不人気である。商売向きは不景気となり、町人達の損害も少なくない。そこで、商人達の合意により、定運上銀高の年七貫五六〇目を益暮二度に分割し、半期分あて滞り無く前納するので、「見究取立高請」制を廃し、以前の通り「惣受上納」制に戻して欲しい、これを受けて藩は、

- ① 従来の取立未納銀の約七貫目余を早急に上納すること
- ② 取立の際、不埒・不正な行為をしないこと
- ③ 些かも上納方が滞れば直に従来通り「見究取立高請」制を申付けることを条件に向こう五年間「惣受上納」制を許可する旨を布達している。

さらに、綿方運上銀についても、富田新町に「繰綿会所」が開かれるなど、綿織物産業の発展に伴い運上銀の単独化と考えられるが、文化十年(一八一三)五月、一貫五〇目が浦運上銀取立の対象から削除された。その結果、定運上銀は七貫九〇目と定められた。(史料②)

文化九年(一八一二)十一月、五年間の「惣受上納」制の更新を前にして、町役人ら十一名の連名による嘆願書が藩へ提出された。それによると、

- ①引き続き向こう三年間「惣受上納」制で行いたい
- ②定運上銀高は五貫六六匁六分二厘とし、三年間の総額を十七貫目にして欲しい。これは先納すると云う内容であった。この定運上銀高の五貫目余については、おそらく富田三カ浦の現実に即した実数を総計したものであろう。しかしながら、この嘆願書に対する藩の反応は冷たく、十一月付回答によると、
  - ①町役人・町人は共に藩の沙汰を等閑視している
  - ②未納銀についての処置も触れていなし、早急に未納人の名前・金額・納入法などを差し出せ
  - ③浦運上銀の取立方策の検討はその後のことだと回答している。

翌文化十年(一八一三)四月、運上銀の上納状況がよろしくないことから、藩は「惣受上納」制を廃して「見究取立高請」制を行う。ついでには、請負取立を希望する者は、一カ年の取立予定運上銀并帆別銀高を記入し、印封して提出すること。ただし、請負銀高がこれまでの定運上銀高を下回れば許可しない、と請負取立人を公募した。公募の結果は、富田新町の町人鹿野屋清六が請負銀高八貫一四〇目・向こう三年間の契約で選ばれた。

五月二十五日付覚書によると、藩では町人・町役人に対する不信が根底にあつて、町役人共は上納銀の滞納を等閑視しているとし、去年十二月から今年五月迄の半年分の浦運上銀三貫七四三匁余と上納不足銀三三六匁余の合計四貫八〇目余を六月十五日までに納めるようにと布達している。

同十四年(一八一七)十一月、運上請負人の鹿野屋清六は、請負年限の更新に当たり、引続き請負人を希望すると共に、近ごろ桑原浦にヤミの問屋が立ち品物が集積している、その反面、世上はおしなべて諸商売共に不景気が蔓延している。そのため運上銀の取立も難しく、彼は困難を窮めている。ついでには、請負銀高を減額して欲しい、と御蔵本留所役所に要請している。

その結果、留所役所では、定運上銀高は減額できないが、一年限りではあるが請負銀高を七貫九〇目に減額し納めることを認めている(以上史料③)。

このように富田各浦は共に不景気の中で衰微しており、浦運上銀の取立も次第に困難になっていった。

文政二年(一八一九)四月、藩は請負人の鹿野屋清六に対し、「見究取立高請」制を廃して「惣請上納」制に変更すると沙汰すると共に、今年四月までの四カ月分と従来の未納分とを五月中に納入することを条件に、浦運上銀を五貫九〇八匁に減額することを命じた。

また、同年九月には、町役人らの嘆願を受けて、これまで浦運上銀は毎月上納としていたところ、下松浦同様に益暮の両度に分けて、それぞれ先納することを許可した。

同三年(一八二〇)八月、藩は請負人鹿野屋清六を任期途中でありながら突然契約を解いた。鹿野屋の浦運上銀取立状況の不良が原因と見られるが、文政元年分の未取立銀二貫目については鹿野屋への貸付扱いとし、文政二年分の未取立の銀三貫目については免除願が出されたが、半銀に当たる一貫五〇〇目について免除扱いとした。

その後、富田三カ浦は、下松浦、富海浦と同じように「惣請上納」制によって推移した模様である(史料④)。

同十一年(一八二八)十二月には、定運上銀高は六貫六〇〇目・「五カ年町惣請上納」制とし、七月・十二月の両度

上納と定められた。

ところが、同十三年(一八三〇)七月、藩の主要な換金商品である「紙」「木綿類」をはじめ、その他の主な運上課税の諸物品を、萩本藩の御内用方が大量に買い上げてしまった。外ならぬ本藩の行為であるため抗議を行うことも出来ず、そのため徳山の諸浦方にはこれらの商品の集荷が極端に減少し、商人は販売する商品が払底してしまって、商業活動に大きな被害を蒙っている。については定運上銀高を減額してほしい、と町方から嘆願書が出された。藩ではその事実を認め、やむを得ず七月から定運上銀高を大幅に引下げて四貫一〇〇目とし、向こう三カ年「見究取立高請」制を実施することと定めた(史料③)。

天保五年(一八三四)一月、富田新町の町人藤井貞右衛門の願出を受けて、彼に浦運上銀の取立を向こう五カ年間認可した。ところが、同七年(一八三六)八月には、藤井による運上銀の取立状況がはかばかしくないことから、わずかに二年余りで取立人を罷免している。

定運上銀高が大幅に減額しているにも拘らず取立率がかばかしくない事実は、町の景気が随分悪化していることを示すものであろう。このような任期中での罷免は、文政三年の鹿屋清六に次いで二人目であるが、事態は請負人を罷免しても根本解決にならないところに追い込まれていたのである(史料④)。

同八年(一八三七)九月には、これまで盆暮両度に納めていた浦運上銀を、再び毎月取立することとし、改めて毎月五日迄に上納することと定めている(史料④)。

藤井貞右衛門が罷免されて後、平野町の有力町人小川屋利兵衛が後役に任命された。

同十年(一八三九)九月、富田三カ浦の経済状況に関して、史料③は次の通り述べている。

近年は時節柄諸物価は高騰し、景気も悪く、運上銀の取立対象の商品も少なく、特に半紙・木綿類の流通高が極端に減少していて、不況のどん底にある。したがって、浦運上銀の取立も困難である。但し、最近では若干ではあるが景気が上向きの気配がある。と、

運上銀請負人に任命された小川屋利兵衛は、富田新町に設けられていた「繰綿会所」の究方も命ぜられていた富商である。彼はこれを機会に、この不況のさなか、定運上銀金六十両の全額取立は到底困難であるとして、そのうち五両の減額を申し出て認められ、さらに同年九月には向こう二年間の請負取立の許可を得ている。しかし、実際に取立を行ってみると、五両程度の減額では不十分であることがわかり、同年十二月にはさらに十両の減額を嘆願し、前回の減額五両と合わせて総計十五両の減額を認められている(史料③)。

江戸時代の金銀の流通は、一般的に東日本では金本位、西日本方面では銀本位と云われている。徳山藩もその例に洩れず、銀本位であったが、天保十一年(一八四〇)一月の「大令録」(史料⑥)によると、藩は、

徳山藩の正銀である銀貨の流出が烈しく、銀貨が払底となっている。従来諸上納銀は時に金納も許可していたが金改めをすることも無かったので悪金混入もあった。この度、両替商の掛屋に金貨改めを命じておいたので、今後上納金は総て、掛屋包に包んで金納とすること、

と命じ、銀本位にこだわらない、いやむしろ金納をせざるを得ない状況にあったことを記している。

但し、富田三カ浦以外の徳山・下松・富海各浦の場合は、その後しばらくの間は依然として銀本位で上納している。天保十一年には、請負取立人は小川屋から富田新町の町人梅田屋亀吉に交代した。その梅田屋の藩への嘆願により、同十三年(一八四二)には、定運上銀高六十両のうち七両減額の許可を得ている(史料④)。その梅田屋も同十五年(一

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について(小山)

二四

八四四)には同町々人藤屋治右衛門と交代している。

この当時、富田三カ浦は繰綿の取引が好調に推移したものであろう、藤屋には綿運上銀を含めて七十両、正月・七月両度の先納を条件に、向こう三年間請負取立人を許可している(史料④)。その藤屋については、その後平野町の町人高村屋嘉右衛門が実務を代行しており、次いで弘化四年(一八四七)には藤屋に代わり高村屋が請負取立人に任命されている。高村屋は当時浦運上金七十三両の請負取立人として任命されているが、嘉永三年(一八五〇)には、三カ浦運上銀金七十三両及び綿運上富田・福川・夜市・富海共金二十三両、併せて金九十六両の運上金高について、向こう四ヶ年の取立を命じている。この高村屋の請負取立人としての任期は比較的長く、文久二年(一八六二)までの約十五年間にわたった。

ついで、同じく平野町の町人米屋口左衛門と交代しているが、その米屋は翌文久三年(一八六三)には「不埒有之」として罷免され、富田村の松屋清七と交代している。

慶応二年(一八六六)二月、富田新町の松川屋新助が下請けとなり、運上銀一四〇両、綿方運上銀四十両、合わせて一八〇両の取立を命じられている。

このことから、少なくとも富田三カ浦については浦運上銀を増額する要素、すなわち或程度の景氣の回復の事実を窺うことが出来る(史料④)。

#### 【富海浦】

富海浦は徳山領内の四浦のうち、最も小規模な浦であり、且つ商業活動も活発ではなかった関係上、運上銀高も四

浦の内では最も少額であった。

寛政十一年(一七九九)、各浦の運上銀取立が、町人による「惣受上納」とされた時点での富海浦運上銀は二〇〇目と設定されたが、それ以後の運上銀は、基本的には「銀二〇〇目」で推移した。

文化十三年(一八一六)十二月、史料③によると、富海浦でも運上銀の取立不足が生じ、その額が銀七十七匁余となった。そこで、町方ではその取立不可能の窮状を藩に嘆願したところ、藩は「格別の御料筋」をもって銀七十七匁余の免除を認めている。

文政二年(一八一九)五月、「大令録」(史料⑦)によると、

富海浦が年々衰微し、住民の生活は難渋していると聞く。そこで特別の配慮でもって、当年五月より来る未歳十二月迄の五カ年間、定運上銀二〇〇目を一六六匁六分に減額する。また引き続き「惣受上納」制を認める、とした。

また同十二年(一八二九)二月、同じく「大令録」によると、従来行っていた運上銀の毎月上納を廃止して、益暮両度の上納を願出、その許可を得ている。

元治元年(一八六四)十二月、史料④によると、

富海町役人が、運上銀年二〇〇目・向こう五カ年間「請負取立」を願い出て、その許可を得ている。

史料① 前出「覚」史料① 元文四年八月二十九日付による

史料② 「御領内諸浦運上銀御取立方御沙汰書抜一天明三年十二月」 徳山毛利家文庫仮目録V 寺社町方二五四

史料③ 「諸浦運上一件」 徳山毛利家文庫仮目録V 寺社町方二五七

史料④ 「大令引出草稿(其七浦運上)」 徳山毛利家文庫仮目録I 大令録七

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について(小山)

二五

浦運上銀の取立にみる徳山藩諸町の衰微について(小山)

二二六

史料⑤ 「大令録」 徳山毛利家文庫仮目録Ⅰ 大令録九五

史料⑥ 「大令録」 徳山毛利家文庫仮目録Ⅰ 大令録六四

史料⑦ 「大令録」 徳山毛利家文庫仮目録Ⅰ 大令録四五

註① 「惣受上納」制 各浦単位に総運上銀高を予想して入札し、落札した運上請負人は、その総運上銀高を基にして運上対象域内の各地域毎に運上銀の小割付をおこなって、浦運上を取立した。

註② 「小玉銀判屋包」 浦運上銀の取立は、銀貨・銭貨・藩札などで行われ、銭札混入の状況にあった。そこで、請負人は両替商において銀貨に両替したのち、藩に上納するように命じられたものである。

註③ 「見究取立高受」制(Ⅱ高受上納 下受負現取立) 町人の内の請負役人が浦に出向き、移出入される商品について詳細に点検し、運上銀を納めた商品については「究印」を押印して売買を許した。

註④ 「御手取立」 販売した商品についてのみ、運上銀をかける仕方と推定される。遠石祭市の際の上納銀方式は以前から「御手取立」であった。

おわりに

浦運上銀の上納も含め、諸運上銀の上納期日について、藩は享保十一年(一七二六)五月、夏納銀は六月を期限に、秋納銀は十二月を期限と定め、もしこの期限に延引した場合、月別三割の利子銀を徴収することを定めた。

次いで元文元年(一七三六)十二月には、藩は兼て沙汰をしているとおり、諸上納銀の納入について十二月二十五

日を過ぎたならば、未納銀について月別三割の利子銀を取立る、として、享保の布達同様に三割の利銀を取り立てると強調している(以上「旧史編纂材料」(史料①))。そのような厳しい取立を行っても、経営不振のために運上銀の上納が不可能な者は少なからず居たと推定される。

天保九年(一八三八)十二月、彼ら未納者に対して藩が採用したペナルティは、庶民にとつて年間で最も重要な行事である正月行事を、執行することを禁止したことである。すなわち、年始門飾並びに廻礼については用捨すること、と通達し、さらに、同十一年(一八四〇)の布達でも、未納者に対して年始の飾りを禁止し、特に遅延者にはその遅滞額に相当する額の当用銀をその村に課し、村の連帯責任として月別二割の利銀を加算して上納させた(以上「大令録」史料②)。これと同様の布達は、安政三年(一八五六)八月・同四年十一月にも、天保期同様に遅延者の数量に併せてその村その町全体に当用銀を課し、いわば村町の「連帯責任」として厳しい取立を行ってきた(「大令録」史料③④)。

さらに、安政五年(一八五八)七月には、藩による度々の布達にもかかわらず、その布達を無視して不納者が跡をたたない。甚だけしからぬことである。今後もしも不納者が出るようであれば、古来の通りの利息を加算して召し上げるとともに厳重な処罰を加える。正月行事を遠慮することは先年申し付けたとおりである。無事上納を済ますまでは男子の月代は勿論、婦人の化粧も遠慮し、謹慎すること(以上史料①)、と厳しくペナルティを課している。

このように、運上銀の上納をめぐって、藩は不納者に対して厳しく対応し、上納の万全を期して種々と工作してきたが、全藩的な経済の衰微にともなう町方経済の衰退、引いては浦運上銀の取立方の難液化は如何ともしがたく、浦運上銀は次第に減額して行った。

この浦運上銀の減少化傾向は、当然のことではあるが藩財政に影響を与えている。従って、藩としてもその減額分は何らかの形で補填する必要があつた。

たとえば、安永二年(一七七三)以来、何十年に一度の割合で臨時に徴収していた「田島高一石二付銀八分、町屋敷表口一間二付銀二分宛」の浮役を、天保七年(一八三六)十一月には、藩府の経済が難澁しているので、今年(幕)から向こう三カ年間にわたり御当用銀として、「田島高一石二付銀二匁、町屋敷表口一間二付銀五分宛」(「藩史」史料⑤)に増額して取立することとした。さらに、三カ年の期限が過ぎた後は、恒常的に取立ることとした(「大令引出草稿」史料⑥)。

以上みてきたように、浦運上銀の取立について、藩は手を変え品を変え或いはペナルティを課して取立に務めているが、結局は町方全体の経済的不況は如何ともし難く、幕末の慶応四年(一八六八)六月には、領内の町方に住居を構える者を対象に、商売の有無にかかわらず相応の運上銀を取立てることとし、同年七月の布達により、長年にわたって取立ててきた浦運上銀の廃止を決定した(以上史料⑥)。衰微した町方商人の商品に運上銀を賦課して、なけなしの浦運上銀を取立るよりは、商売の有無にかかわらず町方居住者に対して軒別銀割増銀相当を取立る方が、より賢明であると認識した結果であろう。

以上のような藩の庶民への厳しい対応は、江戸時代を通じて継続的に行われたものであろうが、幕末になると藩経済の衰えと共に庶民の経済力も衰微し、運上銀の抛出もままならず、未納者も一挙に増加したものと考えられる。このことは、浦運上銀高の減額と共に、天保期から安政期にかけて、未納者を対象にペナルティを相次いで布達し、取立に躍起となっている藩の姿勢に見ることができる。

また、徳山浦において、元治元年から慶応四年にいたるわずか五年間に、浦運上銀高を無料↓五十兩↓四十兩↓三十兩↓二十兩↓三十五兩と、減増額している状況を見る限り、藩の運上銀の徴収基準に確たる論拠がなく、庶民に対する搾取のみを目的とした、場当たり的な藩行政が行われたと云っても過言ではない。このような藩行政が、引いては藩経済全体を衰微に追い込み、城下町徳山の衰退を招いたことは間違いない処であろう。

明治元年(一八六八)四月、「旧史編纂材料」(史料①)によると、

近年は、村方町方共におしなべて不景気が進行する状況にある。先年以来、村方町方の庄屋には売り用米については用意し絶やさぬようにしてきたが、今後は売り米は一切差し止める。庶民はよくよく心得て、産業のために精を出して働くように、

と記し、徳山藩の衰微の状況が、町方のみならず村方においても同様に進行していたことを明かにしている。

- 史料① 「旧史編纂材料」 徳山毛利家文庫仮目録IV 民生一五  
史料② 「大令録」 徳山毛利家文庫仮目録I 大令録六五  
史料③ 「大令録」 徳山毛利家文庫仮目録I 大令録九二  
史料④ 「大令録」 徳山毛利家文庫仮目録I 大令録九四  
史料⑤ 「徳山藩史」 徳山毛利家文庫仮目録IV 徳山藩史  
史料⑥ 「大令引出草稿」 徳山毛利家文庫仮目録I 大令録七